

社会保険労務士法第13条の3第1項の厚生労働大臣の行う試験

(平成18年6月17日実施)の判定の基準

全国社会保険労務士会連合会 紛争解決手続代理業務試験センター

厚生労働省では、平成18年10月11日、社会保険労務士に対する紛争解決手続代理業務試験(平成18年6月17日実施)の結果に基づき、社会保険労務士法第13条の3第1項により厚生労働大臣の判定を行いました。同試験の試験問題の出題の趣旨、厚生労働大臣の判定の基準等は、以下のとおりです。

第1 試験の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 一般的な整理解雇の基準(いわゆる4要素)の理解について問うもの

〔配点〕 20点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 当事者間の権利関係を踏まえて特定社会保険労務士として都道府県労働局長にあっせんを申請をする場合の「求めるあっせんの内容」として単なるあっせんを求める事項ではなく訴状の「請求の趣旨」のように権利関係に立った記載を求めるものであり、本件の権利関係の基本的理解を問うもの

〔配点〕 10点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 「支店に限って特約して雇用し転勤のない地元雇用社員」のケースについて、「支店の閉鎖により当然解雇となる」との使用者の主張に対する反論を求めるもので、整理解雇の具体的事案についての理解を問うもの

〔配点〕 20点

(4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 本設例について、特定社会保険労務士として会社の立場で紛争の解決を図るとした場合、実際上どのような方向に向けて具体的に努力することが考えられるか、その

留意事項と解決策についての理解を問うもの
〔配点〕 10点

(5) 小問 (5)

〔出題の趣旨〕 会社から振り込まれた2ヵ月分相当の退職金について、そのまま受領してよいのか、解雇の承認の問題についての理解を問うもの

〔配点〕 10点

2 第2問について

小問 (1) 及び (2)

〔出題の趣旨〕 社会保険労務士法第22条は特定社会保険労務士が業務を行えない事件を定めているが、本問は、主に同条第2項の理解の程度を問う倫理の問題である。

ここでは、同項が定められた理由、「協議を受けて賛助する」ことの意義、そして、同項については、受任している依頼者の同意があっても、代理業務ができないと定められていることなどについての正確な知識と理解が求められる。

〔配点〕 小問 (1) 15点

小問 (2) 15点

第2 厚生労働大臣の判定基準

1 合格基準

100点満点中、60点以上、かつ、第2問は10点以上とする。

2 配点

(1) 第1問は、70点満点とする。

(2) 第2問は、30点満点とする。